

# 放送設備一式仕様書

## 1 品名および数量

| NO. | 品名               | 南中 | 北中 |
|-----|------------------|----|----|
|     |                  | 数量 | 数量 |
| 1   | デスク型音声調整卓1系統20局  | 1台 | 1台 |
| 2   | ラジオチューナー         | 1台 | 1台 |
| 3   | 袖卓               | 2台 | 2台 |
| 4   | ラックマウントキット       | 1式 | 1式 |
| 5   | リモコンリレーユニット      | 2台 | 2台 |
| 6   | 防災リレーユニット(30局用)  | 1台 | 1台 |
| 7   | 電力増幅ユニット(360W)   | 2台 | 2台 |
| 8   | 4CHワイヤレス受信機      | 1台 | 1台 |
|     | ワイヤレスチューナーユニット   | 2台 | 2台 |
| 9   | ワイヤレスマイク(ハンド型)   | 4本 | 4本 |
| 10  | リモコンマイク(10局)     | 1台 | 1台 |
| 11  | 自動放送機能付プログラムチャイム | 1台 | 1台 |
| 12  | ラック取付金具          | 1個 | 1個 |

※ 仕様については「4 仕様」のとおり

## 2 納入場所

| 学校名    | 所在地           |
|--------|---------------|
| 安城南中学校 | 安城市城南町2丁目7番地2 |
| 安城北中学校 | 安城市新田町小山西18番地 |

## 3 納入期限

平成27年12月25日(金)

納入日については、発注者と調整すること。

## 4 仕様

### (1) デスク型音声調整卓1系統20局

ア アナウンス用の専用マイクが付属していること。

イ 緊急放送の際に、他の音を遮断して最優先で放送される【優先放送

機能】を有していること。

ウ 放送前後に流せる上り／下り 4 音のコールサインを内蔵していること。

エ スピーカー接続は、1 局あたり最大 60W、合計最大 600W できること。

(2) ラジオチューナー

ア デスク型音声調整卓に組込（内蔵）できること。

イ 放送局メモリ機能を有し、FM/AM の各バンドに 5 局ずつ登録できること。

ウ 自動登録機能により、自動的に放送局を登録できること。

(3) 袖卓

デスク型音声調整卓に結合できること。

(4) ラックマウントキット

袖卓に EIA 規格で 11U 以上の機器がラックマウントできること。

(5) リモコンリレーユニット

ア 回線数は 10 局及び一斉を有すること。

イ リモコンマイクが接続できて、個々の制御及び一斉制御ができること。

(6) 防災リレーユニット（30 局用）

音声調整卓と非常放送設備を切替えてスピーカーへ出力できること。

(7) 電力増幅ユニット（360W）

定格出力が 180W + 180W（並列接続時 360W）以上の機能を有すること。

(8) 4CHワイヤレス受信機及びワイヤレスチューナー

ア 800MHz 帯の受信機であること。

イ アンテナはダイバシティ方式であり、 $\alpha \cdot \beta$  のアンテナにより受信のデッドポイントを低減できること。

ウ 内蔵及び増設により、同時 4 波が受信可能であること。

エ 受信方式はダブルスーパーヘテロダインであること。

(9) ワイヤレスマイク（ハンド型）

ア 800MHz 帯のワイヤレスマイクであること。

イ 同一空間で最大 15 波の同時使用が可能であること。

ウ 電源は、単 3 型乾電池または専用充電電池パックで動作すること。

(10) リモコンマイク

ア 音声調整卓と接続ができ、職員室で業務放送ができること。

- イ 放送前後に流せる上り／下り 4 音のコールサインを内蔵していること。
- ウ 回線切替は 10 局以上有すること。
- (11) 自動放送機能付プログラムチャイム
  - ア 年間を通して 1 日単位で放送パターンが予約できること。
  - イ 日課パターンは最大 64 ステップまで設定できること。
- (12) ラックマウント金具
  - 自動放送機能付プログラムチャイムをラックマウントできること。

## 5 その他

- (1) 設置に必要なラックマウント金具を全て揃えること。
- (2) ブランクパネル、通気パネル、棚パネル、ガイドレールなど設置に必要なものは付属すること。
- (3) 着手前及び完了後に各スピーカーの鳴動確認を行い不具合がある場合は、発注者に報告し発注者の指示を受けること。
- (4) 各配線には線名札をつけること。
- (5) 既設配線については、利用可能とする。(長さ等不足の場合は、延長接続すること。)
- (6) 既設の設備を撤去し、受注者の責任において、関係法令を遵守し適切に処分すること。
- (7) 運賃、取り付け、調整を必要とする場合は、その費用を含むこと。
- (8) 納入時に包装等、ごみとなるものは、受注者の責任において処分すること。
- (9) 納入時には、発注者の指示に従うこと。
- (10) 受注者は、納入時に学校施設の損傷の恐れがある場合には、適切な方法で養生を行うこと。破損、汚れ、傷などを付けた場合は、速やかに発注者に報告を行うとともに、受注者の責任において補修すること。
- (11) この仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

担 当 教育委員会総務課庶務係  
電 話 0566-71-2253  
F A X 0566-77-0001